

第4次郡上市男女共同参画プラン(案)

なぜ男女共同参画が必要なのでしょうか？

家庭や地域、学校、職場など、日常生活において周りの人と関わるあらゆる場面において、人と人がお互いに協力し合うことは当たり前のことなのに、なぜ、『男女共同参画』を呼びかける必要があるのでしょうか。

日本には「男は仕事、女は家庭」に代表されるような、性別を理由とした偏った考え方があり、少しづつは解消されつつありますが、今もなお根強く残っており、人それぞれが持つ個性や能力を十分に発揮しにくい現状があります。

「男性はこうあるべき」「女性はこうあるべき」と制約を受けてしまうような社会は、とても生きづらいのではないでしようか。

誰もが生きやすく幸せな生活を送るために、性別にとらわれることなく、あらゆる分野で自分の意思で自由に選択ができ、お互いを大切にしながら誰もが協力し合って仕事も家庭も大切にする(できる)柔軟な社会を実現する必要があります。こうした社会の実現に向けて、男女がともに自分ごとと捉えて、「分かち合い」「認め合い」「助け合う」ことが必要なのです。

◎男女共同参画とは…

「参画」とは、単に集まりに加わるのではなく、「政策や事業の立案や計画段階から加わること」を意味しています。

従来、日本の社会における「決めごと」は男性中心に行われてきましたが、ここに女性も参画して、より多様な意見を取り入れ、政策や方針に柔軟に活かしていくことが大切です。

また、男女共同参画は女性だけの問題ではなく、男性にも大きな影響をもたらします。女性が社会で活躍するためには、男性とともに仕事や家事・育児などの責任を分かち合うことが欠かせないからです。

さらに、少子高齢化やその進展に伴う労働人口の減少など、男性が社会を支える仕組みでは解決できない課題に対応するためにも、男女共同参画社会の実現は重要なことなのです。

◎男女共同参画社会が実現すると…

“職場に活気が生まれます”	“家庭生活が充実します”	“地域力が向上します”
働き方の多様化が進み、男女がともに働きやすい職場環境が確保され、個人の能力が最大限に発揮される！	仕事と家庭を両立するための環境が整って、男性の家事や育児等への参画も進み、男女がともに支え合って生活することができる！	地域の活動が活性化し、男女がともに協力し合って地域課題解決に取り組み、住民が快適に暮らせるまちができる！

目 次

第1章 プラン策定にあたって

1. プランの位置付け	1
2. プランの期間	1

第2章 郡上市の現状

1. 郡上市の男女共同参画に関する状況	2~3
---------------------	-----

第3章 プランの概要

1. めざす将来像	4
2. プランの基本理念	4
3. プランの体系	5
4. プランの重点事項	5
5. プランの目標指標及び目標数値	6
6. SDGsとの関係	6

第4章 プランの内容

I. ひとひとがともに生きる社会に向けた意識づくり	7
(1)男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発	
(2)男女共同参画を推進する学習や教育の充実	
II. ひとひとがともに活躍できる社会づくり	8~9
(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大 【郡上市女性活躍推進計画】	
(2)職場における男女共同参画の推進 【郡上市女性活躍推進計画】	
(3)家庭生活における男女共同参画の推進	
(4)地域活動等における男女共同参画の推進	
III. ひとひとがともに安全・安心に暮らせる環境づくり	10~11
(1)男女の人権を侵害するあらゆる暴力・ハラスメントの根絶 【郡上市DV防止基本計画】	
(2)男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	
(3)安心して支え合うための健康づくり	

第5章 男女共同参画を推進するための体制

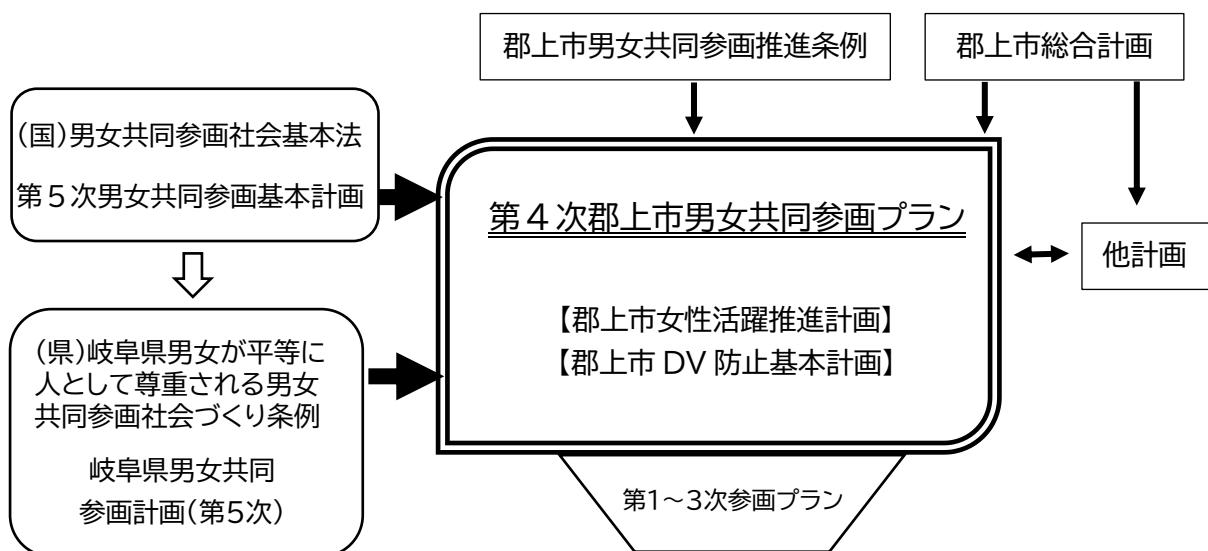
1. 推進体制	12
2. プランの進行管理	13

資料編	14~47
-----	-------

第1章 プラン策定にあたって

1. プランの位置付け

- 本市における男女共同参画社会の実現に向け、市の施策を具体化するものとして、「男女共同参画社会基本法」及び「郡上市男女共同参画推進条例」に基づく基本計画とします。
- 国の「第5次男女共同参画基本計画」、県の「岐阜県男女共同参画計画(第5次)」を踏まえるとともに、「郡上市総合計画」を上位計画として、関連計画との整合性を図りながら策定します。
- 本プランの基本目標Ⅱ「女と男がともに活躍できる社会の実現」方針(1)『行政・方針決定過程への女性の参画拡大』、及び方針(2)『職場における男女共同参画の推進』を「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく、本市における市町村推進計画である【郡上市女性活躍推進計画】に位置付けます。※以下【郡上市女性活躍推進計画】という。
- 本プランの基本目標Ⅲ「女と男がともに安全・安心に暮らせる環境づくり」の方針(1)『男女の人権を侵害するあらゆる暴力・ハラスメントの根絶』を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第2条の3第3項に基づく、本市における市町村基本計画である【郡上市DV防止基本計画】に位置付けます。※以下【郡上市DV防止基本計画】という。



2. プランの期間

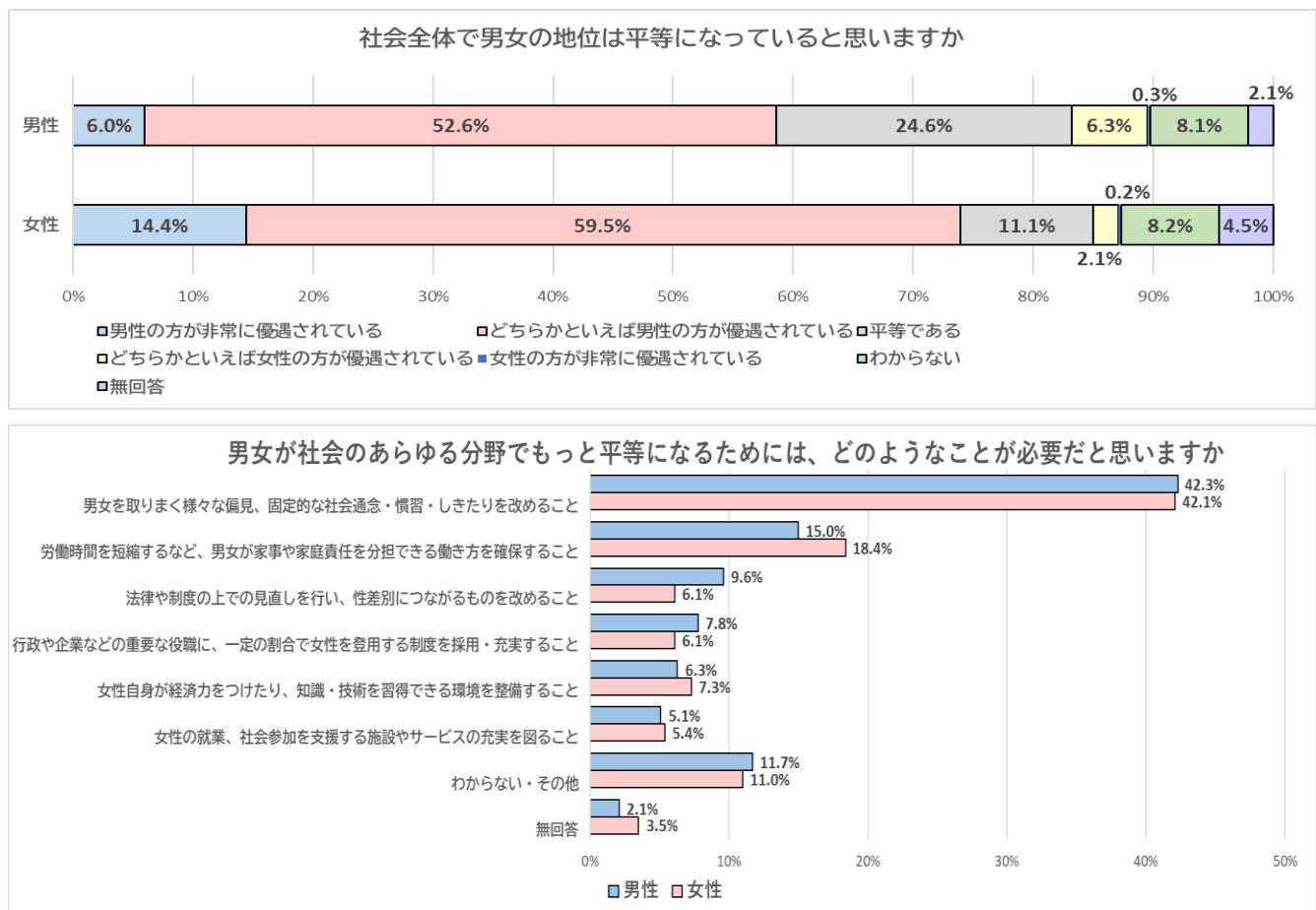
計画期間は、令和7年（2025年）度から令和11年（2029年）度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化等により新たに計画に盛り込むべき事項や修正の必要が生じた場合は、必要に応じて見直します。

第2章 郡上市の現状

1. 郡上市の男女共同参画に関する状況

○男女平等に関する意識調査

「社会全体で男女の地位は平等か」という問いには、男性の約 60%、女性の約 75%の人が「男性の方が優遇されている」と回答しています。一方で「平等である」と回答した人は男性が 24.6%であるのに対し、女性は 11.1%であり、男女の意識に差があることが分かります。また、「男女がもっと平等になるためにはどのようなことが必要と思うか」という問いには、男女とも 40%以上の人人が「男女をとりまく様々な偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりを改めること」と回答しています。

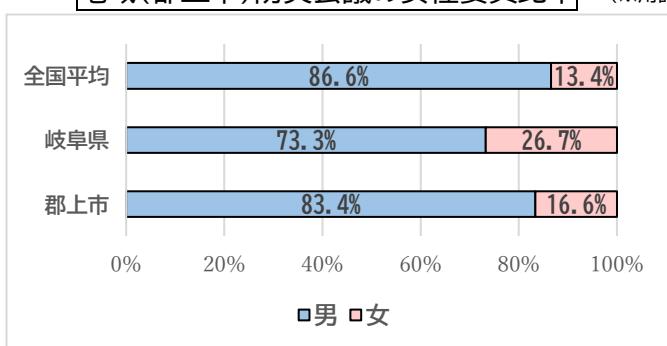


参照:令和6年度「郡上市男女共同参画に関する市民意識調査」

○防災に関する参画状況

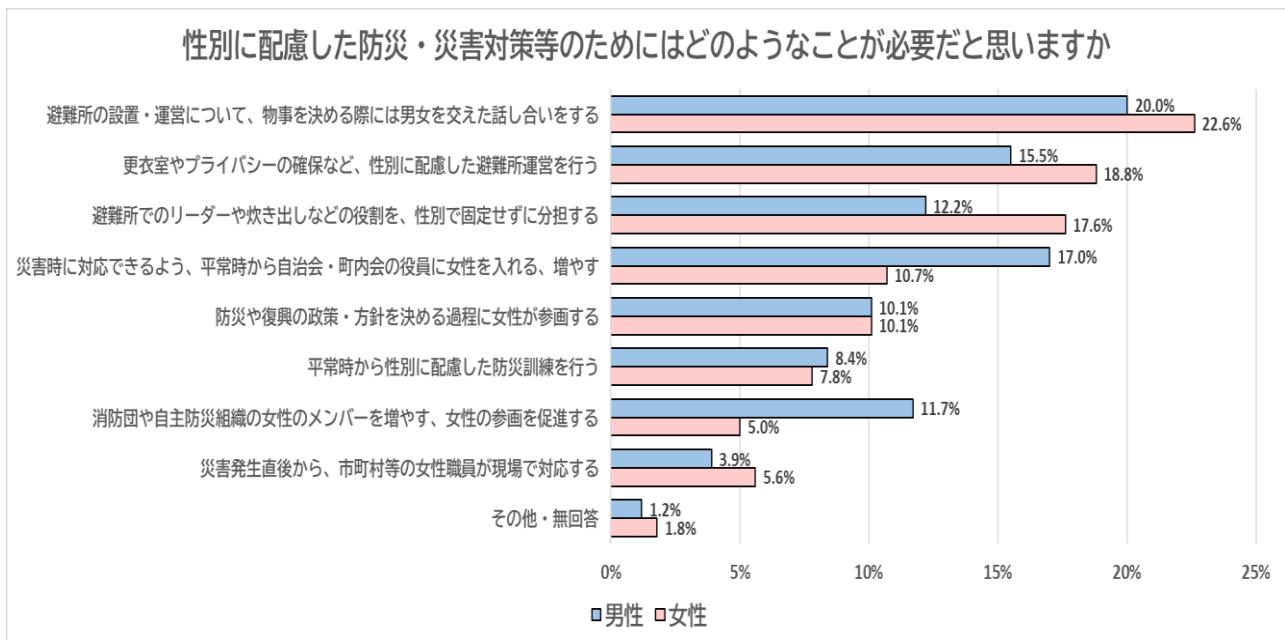
地域(郡上市)防災会議の女性委員比率

(※用語解説: 地域防災会議 P14)



地域防災会議における女性委員比率目標を国は 30%としています。防災に関する政策・方針決定の場に女性が参画し、男女のニーズの違いに対応した避難所運営に取り組み、男女が安全に安心して過ごせる環境をつくることが大切です。

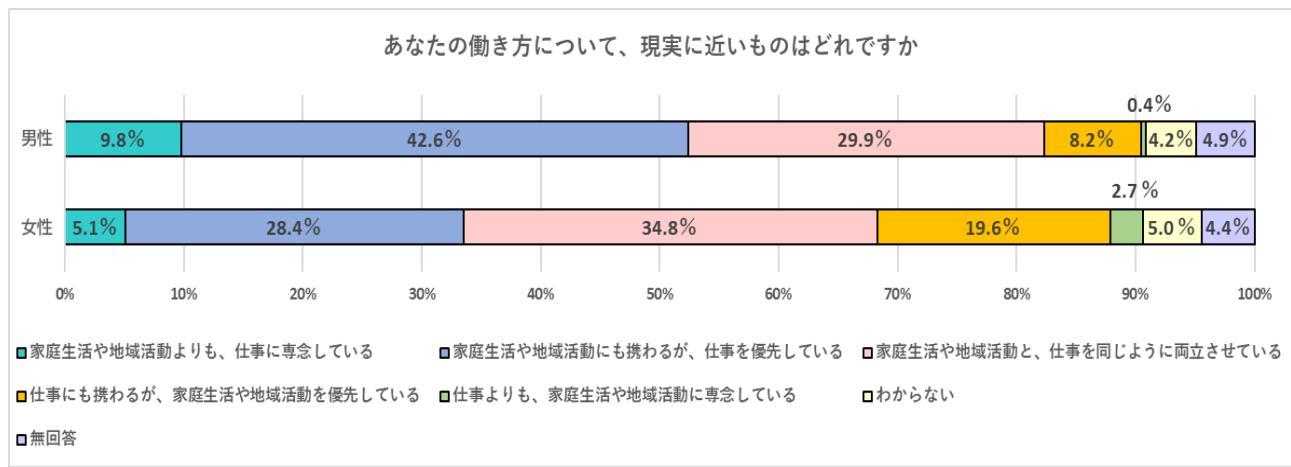
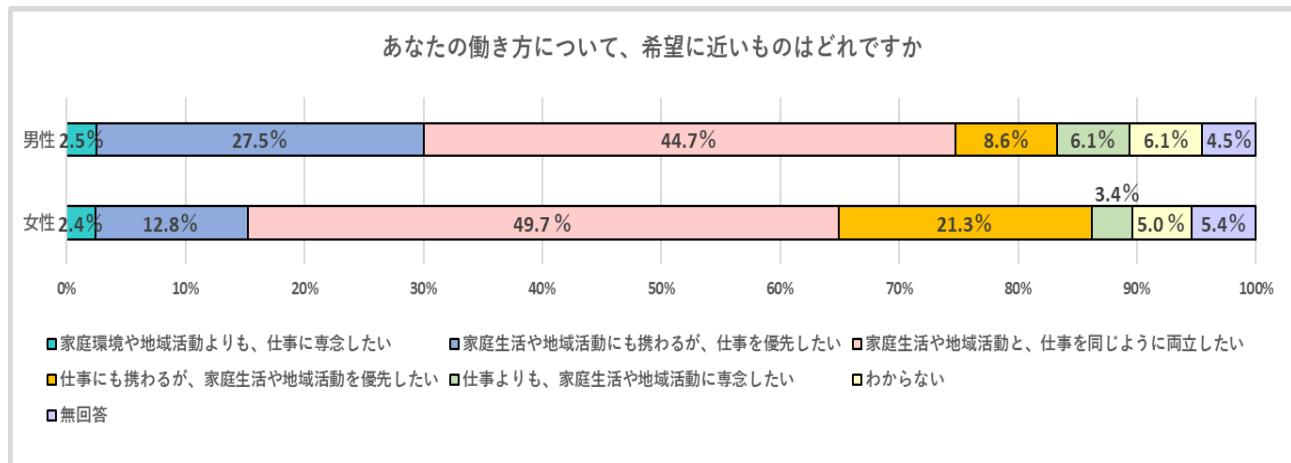
出典:内閣府男女共同参画局「市町村女性参画状況見える化マップ」(全国・岐阜県は令和 5 年度数値、郡上市は令和 6 年度数値)



参照:令和6年度「郡上市男女共同参画に関する市民意識調査」

○ワーク・ライフ・バランスの状況 (※用語解説:ワーク・ライフ・バランス P14)

希望する働き方を見ると、男女ともに仕事と家庭・地域活動を両立させたいが最多となっています。しかし実際は男女とも仕事を優先させている割合が多く、家庭生活との両立のため働き方改革が求められます。



参照:令和6年度「郡上市男女共同参画に関する市民意識調査」

第3章 プランの概要

本プランは、「郡上市男女共同参画推進条例」に基づく基本計画であり、男女共同参画に関する施策の具体化を目的とするものです。このため、条例の趣旨を踏まえ、次のとおり「めざす将来像」と「基本理念」を掲げ、プランを推進します。

1. めざす将来像

ひと ひと
～女と男がともにいきいきと暮らせる社会～

2. プランの基本理念

(1) 男女の人権の尊重と参画機会の確保

男女が、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個性と能力を発揮する機会が確保され、個人の人権が尊重されること。

(2) 性別で役割を分けるような社会制度や慣行にとらわれない多様な生き方への配慮

男女が、性別で役割を分けるような社会制度や慣行によって社会活動を制限されることなく、自己の意思と責任において多様な生き方を選択することができるよう配慮されること。

(3) 方針等の立案及び決定過程への男女共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者若しくはその他 団体における方針の立案及び決定の過程において、共同して参画する機会が確保されること。

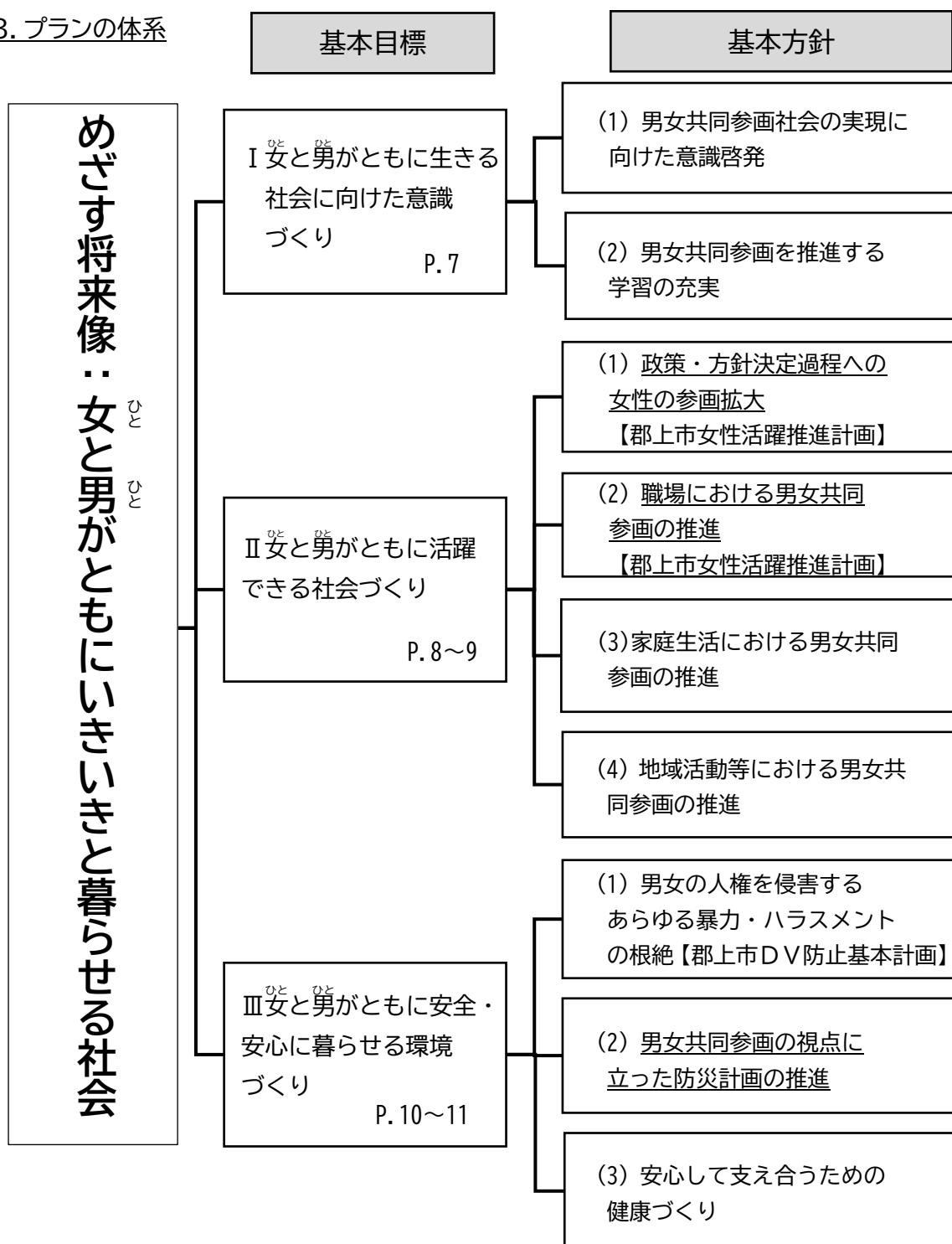
(4) 家庭生活と職場、学校、地域等の活動との両立

男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭生活における家事、子の養育、家族の介護等、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域等家庭以外の分野における活動を両立して行うことができるようすること。

(5) 国際社会及び国内における男女共同参画の取組みへの理解と連携

国際社会及び国内における男女共同参画に関する取組みを積極的に理解し、連携すること。

3. プランの体系



4. プランの重点事項

女と男がともにいきいきと暮らせる社会をめざし、これまでの取組みは継承しつつ、本市の課題に即した取組みとして、次の 3 つを重点事項とします。

- 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 職場における男女共同参画の推進
- 男女共同参画の視点に立った防災計画の推進

5. プランの目標指標及び目標数値

目標指標	R6	目標 (R11)
基本目標Ⅰ：女と男がともに生きる社会に向けた意識づくり		
第4次郡上市男女共同参画プランの内容を知っている市民の割合	30%	
社会全体で男女が平等であると考える市民の割合	17.0%	25%
基本目標Ⅱ：女と男がともに活躍できる社会づくり		
審議会等における女性委員の割合	22.5%	30%
ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)に取組んでいる事業者の割合	55.6%	65%
家庭生活や地域活動と、仕事を同じように両立させている人の割合	32.4%	40%
地域活動の男女が平等であると感じる市民の割合	33.3%	40%
基本目標Ⅲ：女と男がともに安全・安心に暮らせる環境づくり		
DVの相談場所がわからなかった市民の割合	3.5%	0%
郡上市防災会議における女性委員の割合	16.6%	20%

6. SDGsとの関係

SDGsは、平成27年9月の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で17の目標と169のターゲットから構成され、特に目標5の「ジェンダー平等を実現しよう」は、男女共同参画社会の実現と密接に関係しています。本プランでは、それぞれの方針において関連性の高いSDGsの目標を表示しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



第4章 プランの内容

基本目標 I :^{ひと}^{ひと}女と男がともに生きる社会に向けた意識づくり

基本目標達成に向けて…

- ◎ 男女共同参画に対する正しい理解のもと、「男性像」「女性像」といった、社会的につくられた性別(ジェンダー)に縛られず、男女が互いに尊重し合い、責任を担い、助け合うことが大切です。

そのために…

- 郡上市男女共同参画推進条例に掲げる 5 つの基本理念を、市民、事業者、教育等関係者、市が相互に理解し、連携・協力しながら男女共同参画を推進します。
- 条例をはじめ、国、県、市、市民等の取組みや課題など、男女共同参画についての学習機会を充実し、学んだことを行動に結びつける取組みを推進します。

具体的な取組みとして…

方針(1) 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発

① 男女共同参画についての広報・啓発



<ul style="list-style-type: none">郡上市男女共同参画プランの周知市HP等の活用による国県及び他事例等の紹介と啓発男女共同参画推進月間等を通じた理解促進	企画課
--	-----

(※用語解説:男女共同参画推進月間 P14)

② 人権尊重についての意識啓発

<ul style="list-style-type: none">小中学校における心の学習の充実中学校における命の学習の実施	学校教育課・児童家庭課・社会教育課
<ul style="list-style-type: none">郡上人権擁護委員会と連携した啓発活動の実施LGBTQ 等性的マイノリティに関する市民理解の促進	市民課

(※用語解説:郡上人権擁護委員会、LGBTQ 等性的マイノリティ P14)

③ 市民協働による男女共同参画の推進

<ul style="list-style-type: none">男女共同参画サポーターとの連携による講座等の開催国や県の認定制度を活用した市民の取組みへの支援	企画課
--	-----

方針(2) 男女共同参画を推進する学習や教育の充実

① 男女平等の意識を促す学習の推進



<ul style="list-style-type: none">児童生徒の発達段階に応じたキャリア教育の充実勤労体験を通した勤労観、職業観の育成	学校教育課
---	-------

② 男女共同参画の視点に立った生涯学習の推進

<ul style="list-style-type: none">幅広い世代を対象とした男女共同参画に関する生涯学習講座の実施家庭教育学級における男女共同参画の啓発	社会教育課
--	-------

基本目標Ⅱ：^{ひと}^{ひと}女と男がともに活躍できる社会づくり

基本目標達成に向けて…

- ◎ 無意識の思い込み(アンコンシャスバイアス)を背景とした固定的な性別役割分担意識を解消し、家庭、職場、地域社会など、あらゆる場面において、誰もが能力に応じ自分らしく活躍ができるよう、環境や制度の整備を進めるとともに、必要な支援や措置を行う必要があります。

そのために…

- 社会生活に影響する重要な方針や意思決定に女性の考えが反映されるよう女性の参画を推進します。
- 職場において男性にも家庭での役割や責任があることへの理解を高め、長時間労働の是正や育児休業が取りやすい雰囲気づくりなど、仕事と生活の調和に対する企業等の理解を促進します。
- 日常的な家庭の営みである家事・育児・介護等について、男女という性差にとらわれることなく、家庭の中でお互いを尊重し、責任を分かち合う意識を高め行動につなげることができる環境づくりを進めます。
- 従来の自治会などの地縁を基盤とした地域活動団体はもとより、NPO やボランティアなど、居住地域を超えた市民団体の活動に男女が対等な立場で参加・参画できるよう、それぞれの 団体における理解の促進と環境の整備に努めます。

具体的な取組みとして…



方針(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大【郡上市女性活躍推進計画】

① 行政における政策・方針決定過程への女性の参画拡大

・ 審議会・委員等への女性の積極的登用の推進	全部署
・ 市の女性管理職の登用の推進	人事課



方針(2) 職場における男女共同参画の推進【郡上市女性活躍推進計画】

① 女性の活躍推進に向けた支援

・ 事業所における育児休業の取得促進やワーク・ライフ・バランスの推進、法律セミナーの開催 ・ 管理職への女性の積極的登用、スキルアップのためのセミナー等の実施	商工課
--	-----

(※用語解説:育児休業 P14)

② ワーク・ライフ・バランスの推進

・ 一般事業主行動計画の作成啓発 ・ 国や県が進める認証制度の情報提供と活用促進	商工課
---	-----

(※用語解説:一般事業主行動計画 P15)

③ 起業のための支援

・ 女性起業家等を対象とした起業・創業セミナーの開催	商工課
----------------------------	-----



方針(3) 家庭生活における男女共同参画の推進

① 家事・育児・介護等を男女が共に担うライフスタイルの促進

・ 子育てと仕事の両立、ライフプラン等に関する座談会や個別相談会の開催	企画課
・ 子育て情報誌による育児情報の発信	児童家庭課
・ 介護に取り組む男性ロールモデル人材の発掘と周知	高齢福祉課

(※用語解説:ロールモデル P15)

② 男女が共に家事・育児・介護を担うための環境づくり

・ 就労形態に応じた保育の充実 ・ 放課後児童クラブの開設・支援 ・ 預かりの場の充実による保護者への支援	児童家庭課
・ 介護施設・介護サービスの提供と支援 ・ 介護と仕事の両立に効果的な訪問系サービスの利用促進 ・ 地域支え合い体制の整備	高齢福祉課

方針(4) 地域活動等における男女共同参画の推進

① 自治会活動等への男女共同参画の推進



・ 無意識の思い込みによる男女の役割分担意識をなくすための広報・啓発	総務課
------------------------------------	-----

② 地域づくり等への男女共同参画の推進

・ 地域協議会等への女性の参画拡大と、女性委員の意見を取り入れた地域の課題解決や地域振興に向けた支援	政策推進課 各振興事務所
--	-----------------

基本目標Ⅲ:女と男がともに安全・安心に暮らせる環境づくり

基本目標達成に向けて…

- ◎ 性別を理由とする差別や人権侵害を受けることなく、お互いの人格が尊重され、心身ともに健康であることが、生活する上での安全と安心につながります。そのために、DV やハラスメントなどいかなる暴力も許さない社会意識の醸成や、災害等の有事であっても男女が共に協力できる体制や支援が必要です。

そのために…

- 暴力やハラスメントは、重大な人権侵害であると同時に犯罪行為であるとの認識を徹底し、配偶者等への暴力や若年層におけるデートDVなど、男女間の暴力等の根絶に向けた環境づくりを進めます。
(※用語解説: デートDV P15)
- 災害発生時やその後の避難所生活において、女性や多様な生活者の視点に立った対応により、避難者等が不満や不安を感じることなく安心して過ごすことができるよう、防災施策への女性意見の反映や防災活動における女性の参画を推進します。
- 乳幼児から高齢者まで誰もが心身ともに健康で、生涯を通じて自立し活躍できるよう、さまざまなライフステージに対応した健康づくりへのサポート、相談体制の充実を図ります。

(※用語解説: ライフステージ P15)

具体的な取組みとして…



方針(1) 男女の人権を侵害するあらゆる暴力・ハラスメントの根絶【郡上市DV防止基本計画】

① DV・ハラスメント防止のための広報・啓発

- ・ DVやハラスメント根絶に向けた周知・啓発
- ・ 若年層に向けたデートDV防止の意識啓発
- ・ DV発見時における通報の重要性や保護命令制度の市民理解を深めるための意識啓発
- ・ 事業所におけるハラスメント防止の意識啓発

児童家庭課
学校教育課
商工課

② 安心して相談できる体制づくり

- ・ 安心して相談できる体制の充実と情報提供
- ・ 相談員のDVに関する知識及び対応能力向上
- ・ 適切な対応・指導を行うための相談対応のマニュアル化

児童家庭課

③ 被害者の支援、保護のための連携強化

<ul style="list-style-type: none"> 市民や関係機関等に向けたDVの正しい知識の周知 官民の連携強化によるDV被害者の迅速・円滑な一時保護の実施及び適切な情報管理 DV被害者本人の意思を尊重した自立生活に向けた住宅確保や就労等に関する継続的な支援の実施 	児童家庭課 市民課
---	--------------

方針(2) 男女共同参画の視点に立った防災計画の推進

① 防災に関する意思決定や現場での女性の参画拡大

<ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画等各種への女性意見の反映 自治会・女性の会等を通じた女性意見の集約 女性防火クラブ・女性消防団員等への参加促進 	総務課 消防予防課 消防総務課
---	-----------------------



(※用語解説：地域防災計画 P15)

② 男女のニーズの違い等に配慮した防災対策の推進

<ul style="list-style-type: none"> 性別によって役割分担を固定しない防災訓練の実施 避難所運営、被災者支援等における女性の参画の推進 女性防火クラブによる自治会、女性の会等への防災講座の実施 	消防総務課 総務課 消防予防課
---	-----------------------

方針(3) 安心して支え合うための健康づくり

① 女性のライフステージに合わせた健康づくりの推進

<ul style="list-style-type: none"> 女性特有のがん予防等に向けた情報発信と、健診受診率向上のための啓発 子育て支援施設等における相談体制の充実による妊娠期から子育て期までの幅広い支援 	健康課 児童家庭課
--	--------------



② 生涯を通じた健康づくりの推進

<ul style="list-style-type: none"> 食育や運動等による健康づくり支援 健康相談事業等の実施 多世代が交流するふれあいや助け合いの場づくり 	健康課 高齢福祉課
--	--------------

第5章 男女共同参画を推進するための体制

1. 推進体制 郡上市男女共同参画推進審議会

男女共同参画社会の形成をめざし、市民、事業者、教育等関係者、市が緊密に連携し、各施策を総合的かつ計画的に実施するため、推進体制を次のとおりとします。

郡上市男女共同参画推進審議会

郡上市男女共同参画条例第16条に基づいて設置されています。審議会は、委員15人以内で組織し、男女のいずれか一方の委員数は、委員の総数の10分の4未満であってはならないと定めています。

【役割】

- ・男女共同参画プランの策定、変更に関するこの調査審議
- ・男女共同参画の推進に関する施策の重要事項に関するこの調査審議

郡上市男女共同参画推進研究会

関係各課から推薦された職員で構成され、施策の研究、事業の点検・評価を行い、男女共同参画の施策の進捗を管理します。

【役割】

- ・男女共同参画社会形成のための推進
- ・本市の男女共同参画推進の施策の研究
- ・郡上市男女共同参画プランに基づく事業の実施及び進捗管理

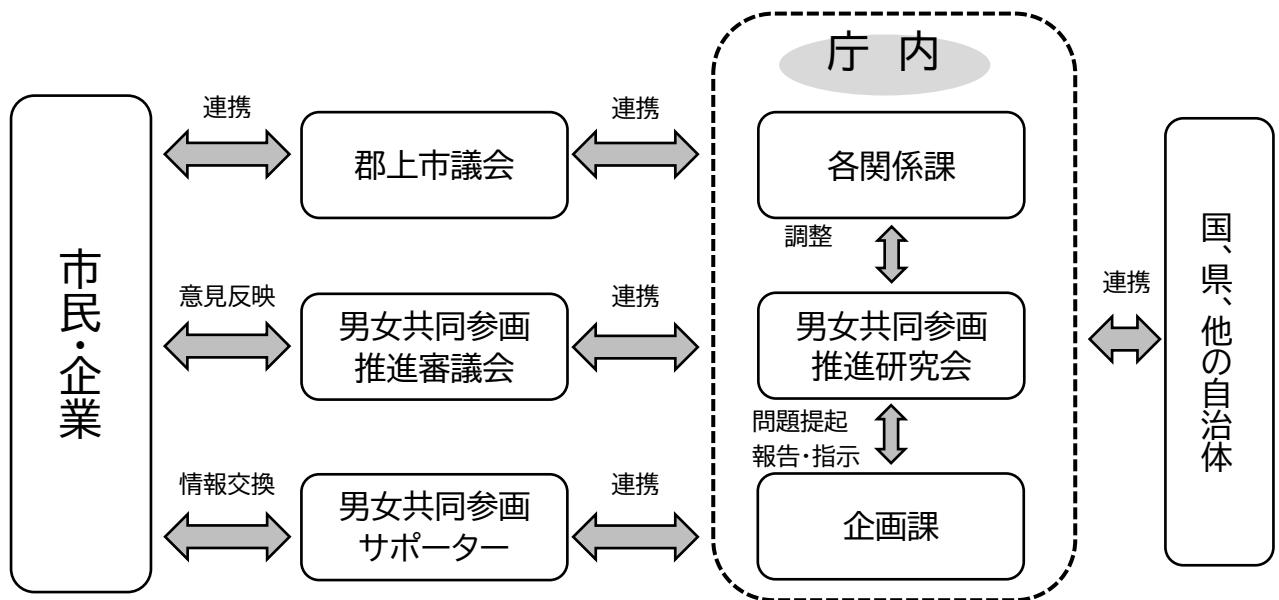
郡上市男女共同参画サポーター

男女共同参画社会の実現をめざし、市民、法人その他団体と協働して男女共同参画を推進するために設置しています。

【役割】

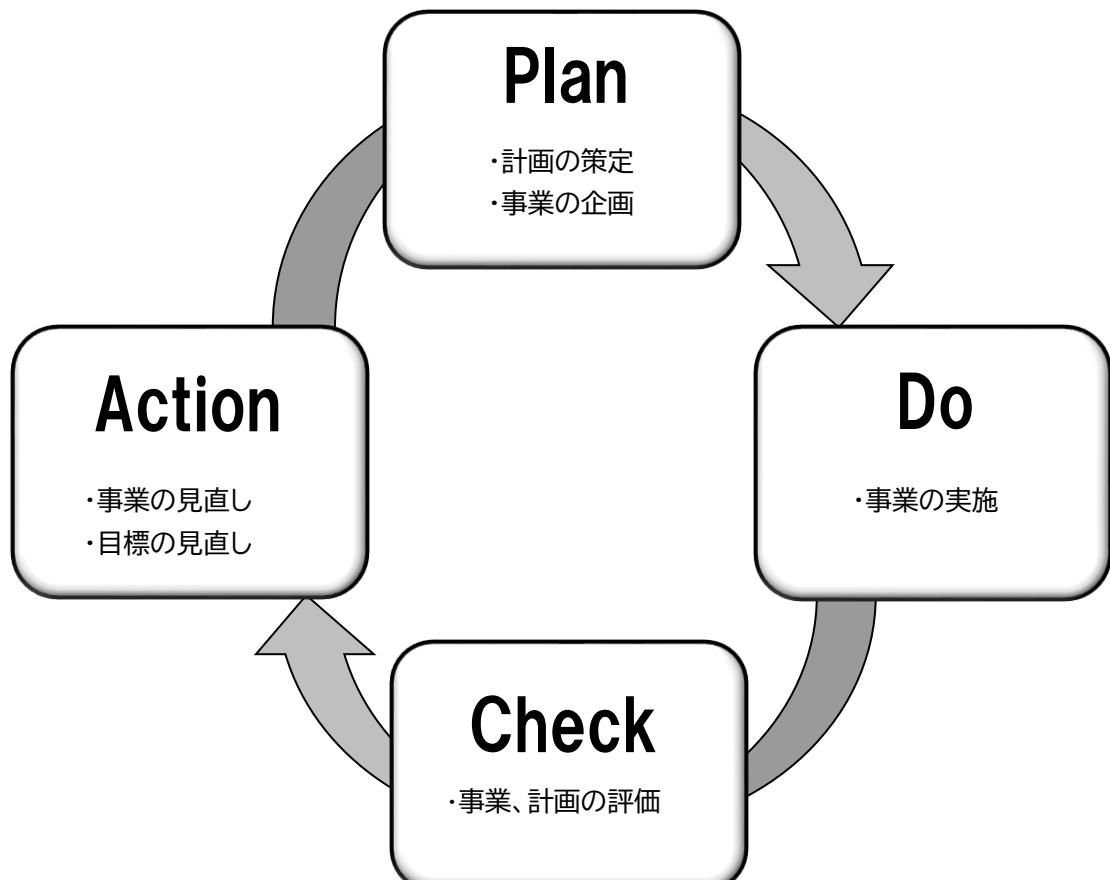
- ・講座や「ともいきフェア」等による男女共同参画の推進
- ・CATV等を活用した男女共同参画の啓発
- ・市民意見の発信

<推進体制図>



2. プランの進行管理

施策に関する事業・取組みについて、市職員で組織する男女共同参画推進研究会により進捗状況を検証、評価し、郡上市男女共同参画推進審議会に報告します。審議会からの意見を取り組みに反映させ、実践・検証・評価することで事業の継続的な充実を図ります。



資料編

用語解説

第2章 郡上市の現状 (P2~3)

地域防災会議

地域（市町村）における災害対策や防災活動について話し合うための会議。会議には、自治体職員、住民、関係団体、専門家などが参加し、災害時の対応策や地域の防災計画、訓練、情報提供等について議論する。地域の特性を踏まえた具体的な防災対策を検討するとともに、地域住民の防災意識を高めることを目的としている。

ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「一人一人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」と定義されている。

基本目標Ⅰ 女と男がともに生きる社会に向けた意識づくり (P7)

男女共同参画推進月間

男女が平等に人として大切にされる、ふるさとづくりをめざして、岐阜県で定められた月間（毎年11月）。本市では、県から送付されたリーフレットやチラシを、総合窓口や各振興事務所に設置し、啓発を行っている。

郡上人権擁護委員協議会

基本的人権の擁護を推進するとともに、人権が尊重される社会の実現に貢献することを目的に組織された協議会。人権にかかわる相談や人権尊重の意識高揚を図るために啓発活動を行っている。協議会、県、市で情報共有や連携をしており、協議会の総会には市職員も出席する。活動例としては、市内催事での啓発活動、介護施設や学校での人権イベント等がある。

LGBT等性的マイノリティ

LGBTは、Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性別越境者）の頭文字を取った言葉。LGBT以外にも身体の性、性自認、性的思考等によって様々な呼称が存在するため、第3次参画プランではその全てを含めて「LGBT等性的マイノリティ」と表現している。（性的マイノリティ：性的少数者の総称）

基本目標Ⅱ 女と男がともに活躍できる社会づくり (P8~9)

育児休業

出産後の一定期間、育児をするために労働者が休業できる制度。育児・介護休業法では、原則として子が1歳に達するまで、認可保育所への入所を希望したが入所できない場合等には、子が1歳6か月または2歳になるまでの労働者の育児休業取得が認められている。

一般事業主行動計画

事業主が、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や多様な労働条件の整備など、働きやすい職場環境を整えるために策定する計画。

ロールモデル

模範となる人物や存在のこと。

基本目標Ⅲ 安心して支え合うための健康づくり (P10~11)

データ DV

交際相手に対する DV のこと。DV 同様、身体的、精神的、経済的、性的暴力があるが、社会的付き合いの制限や監視といった束縛や、暴言、暴力、避妊をしない等も当てはまる。

ライフステージ

人の生涯を少年期、青年期、壮年期などに人生の節目ごとに区切ったそれぞれの段階を指す。

地域防災計画

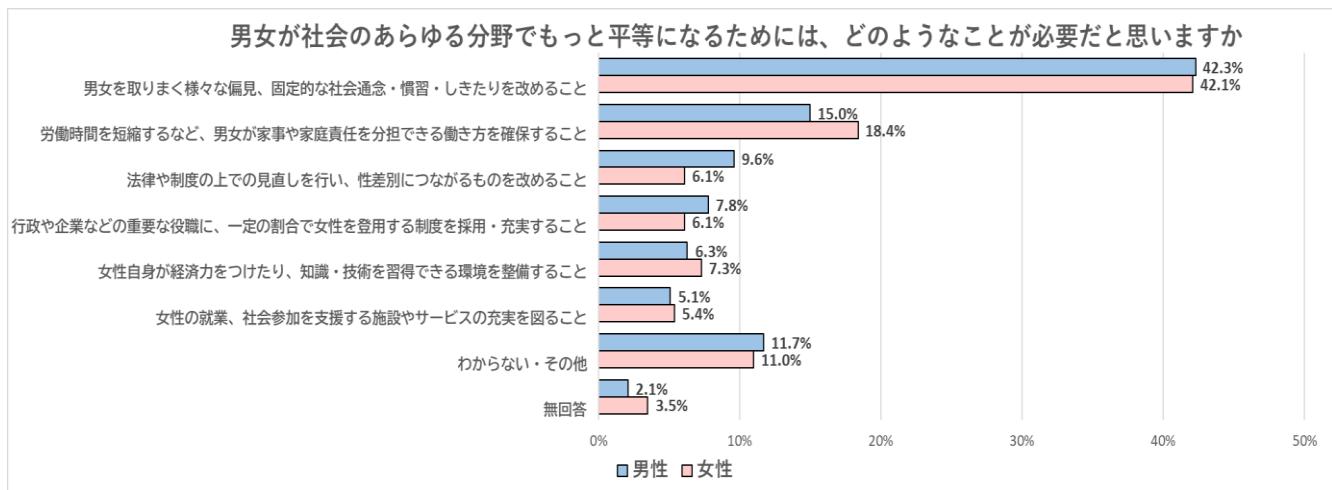
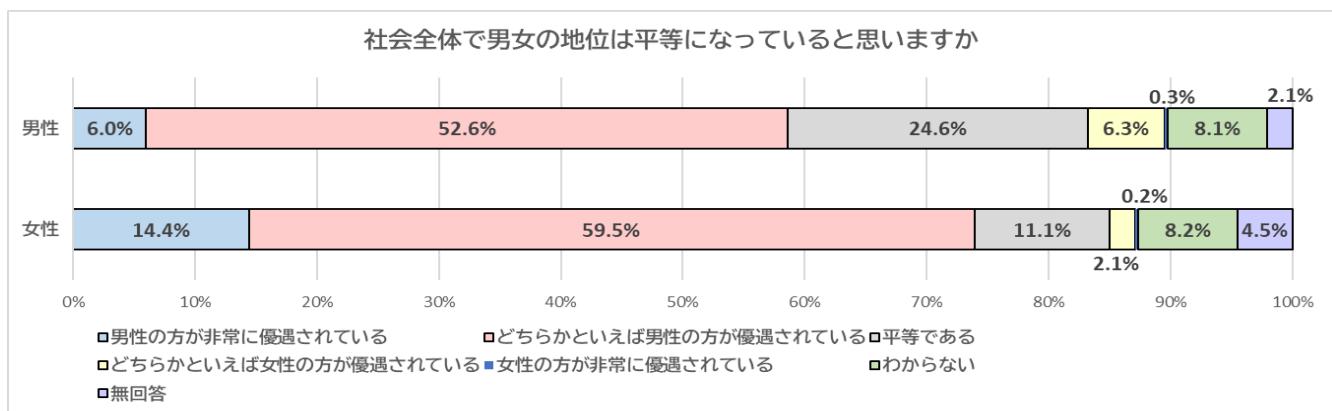
郡上市の過去の災害履歴や自然条件、社会条件などを踏まえ、郡上市防災会議において本市の防災に関する事務や業務の計画をまとめたもの。

災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的としている。

1. 郡上市、岐阜県等の男女共同参画に関する状況

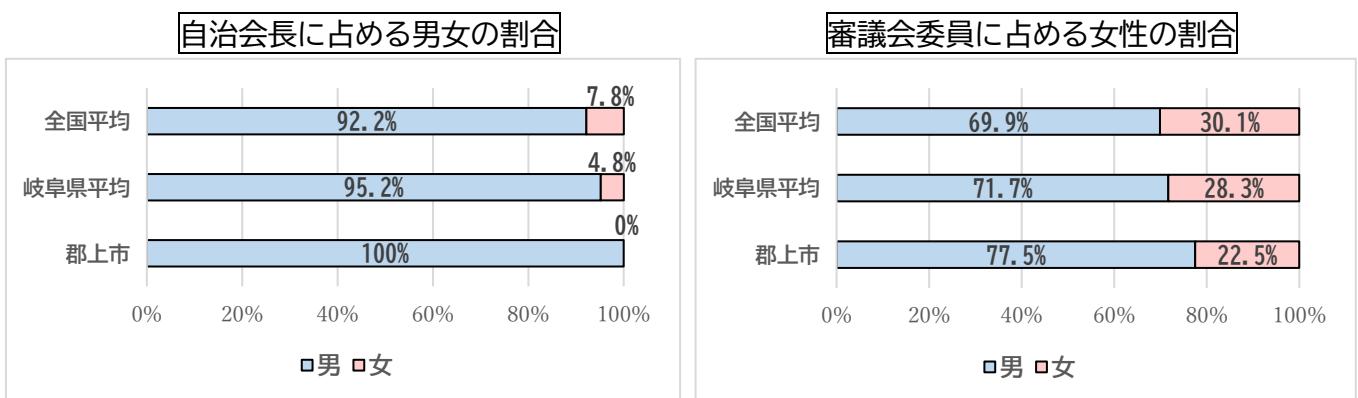
○男女平等に関する意識調査

「社会全体で男女の地位は平等か」という問いには、男性の約 60%、女性の約 75%の人が「男性の方が優遇されている」と回答しています。一方で「平等である」と回答した人は男性が 24.6%であるのに対し、女性は 11.1%であり、男女の意識に差があることが分かります。また「、男女がもっと平等になるためにはどのようなことが必要と思うか」という問いには、男女とも 40%以上の人人が「男女を取りまく様々な偏見、固定的な社会通念、慣習、しきたりを改めること」と回答しています。

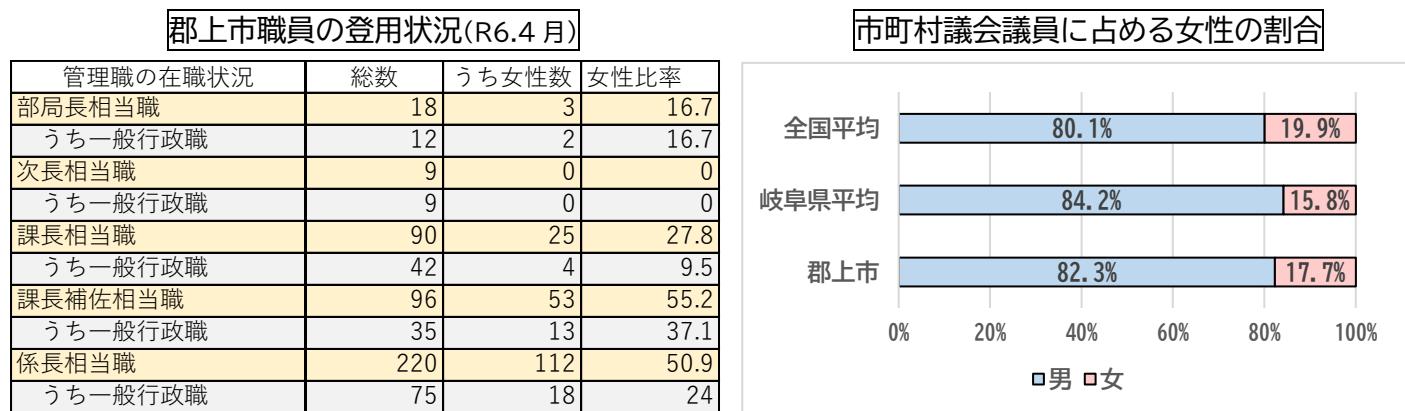


参照：令和6年度「郡上市男女共同参画に関する市民意識調査」

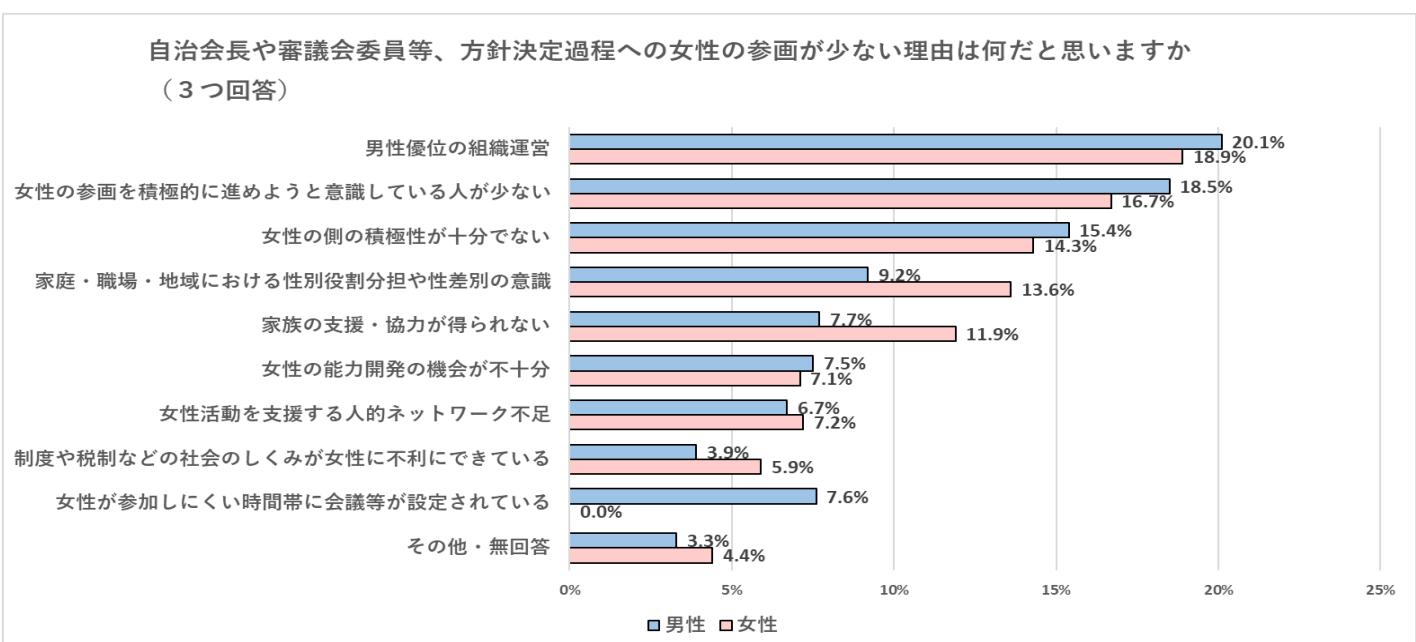
郡上市は、全国や岐阜県の市町村平均と比べ、自治会長や市の各種審議会における女性の割合が低い傾向にあります。まちづくりや政策決定に関して女性の意思が反映されにくいことの表れであり、意識の変革が望まれる一番の分野であるといえます。



出典：内閣府男女共同参画局「市町村女性参画状況見える化マップ」（全国・岐阜県は令和5年度数値、郡上市は令和6年度数値）



出典：内閣府男女共同参画局「市町村女性参画状況見える化マップ」
(全国・岐阜県は令和5年度数値、郡上市は令和6年度数値)

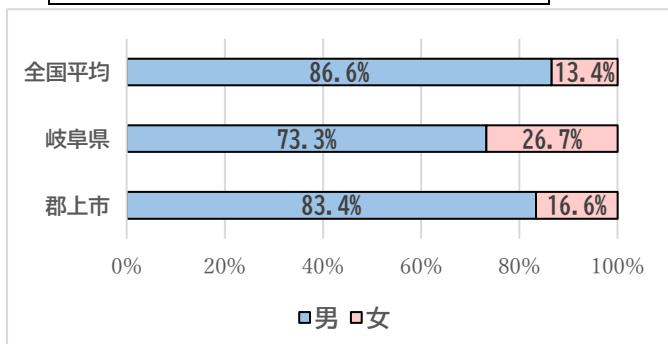


参照：令和6年度「郡上市男女共同参画に関する市民意識調査」

○防災に関する参画状況

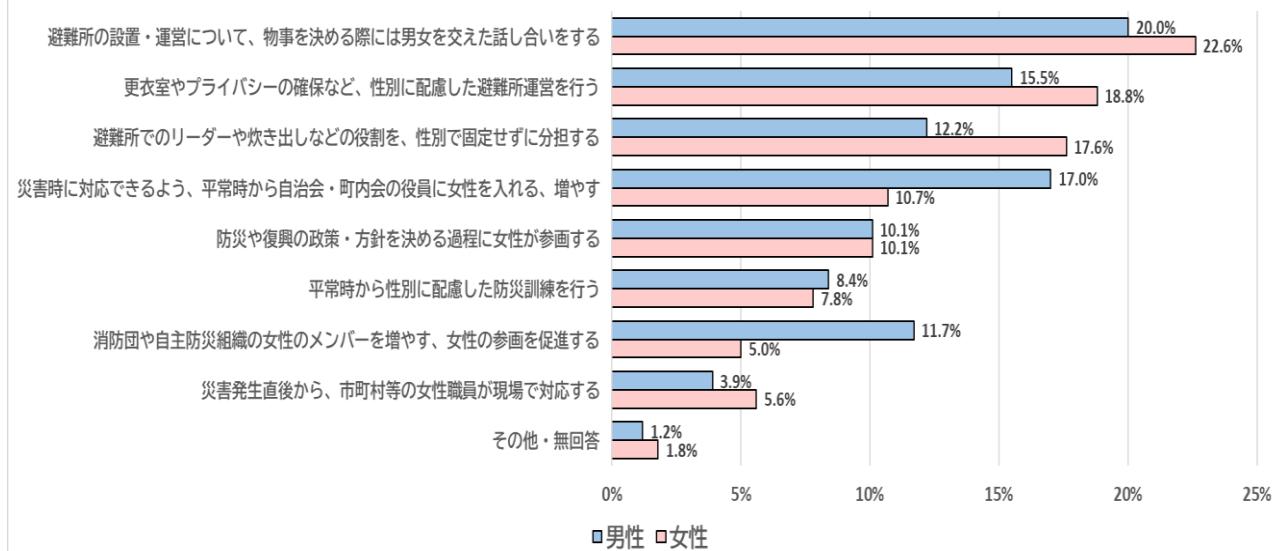
地域防災会議における女性委員比率目標を国は30%としています。防災に関する政策・方針決定の場に女性が参画し、男女のニーズの違いに対応した避難所運営に取り組み、男女が安全に安心して過ごせる環境をつくることが大切です。

地域(郡上市)防災会議の女性委員比率



(全国・岐阜県は令和5年度数値、郡上市は令和6年度数値)

性別に配慮した防災・災害対策等のためにはどのようなことが必要だと思いますか

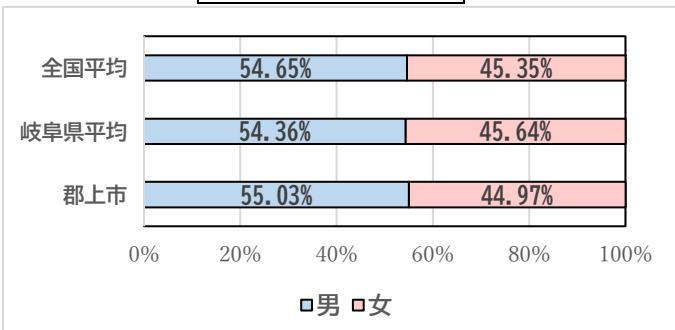


参照:令和6年度「郡上市男女共同参画に関する市民意識調査」

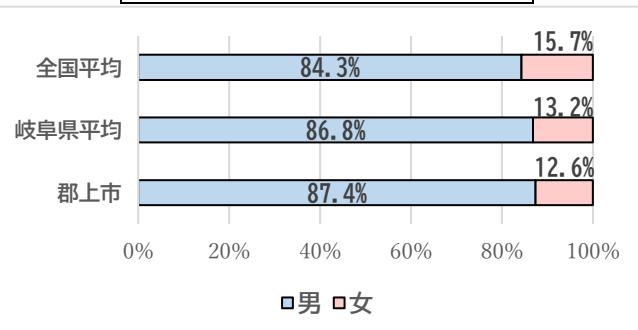
○就業に関する参画状況

郡上市は、全国や岐阜県の市町村平均と比べ、女性の就業者割合及び、取締役や課長等といった経営層の管理職など組織の中で管理的な職業に従事する労働者の男女別の割合がやや低い傾向にあります。

就業者の男女別割合

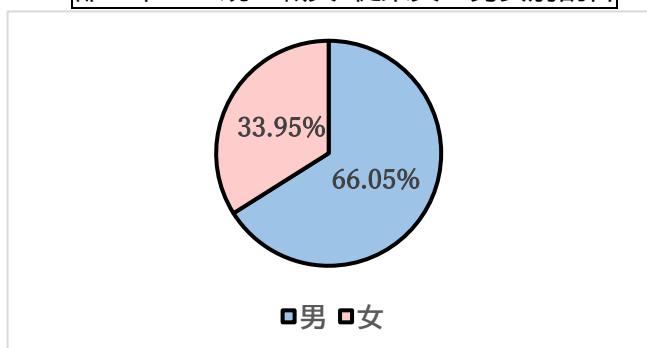


管理的職業従事者の男女別割合

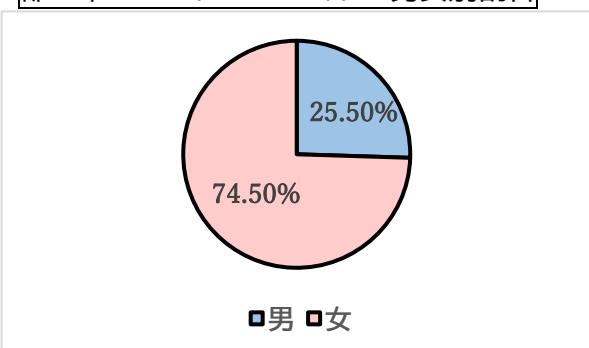


就業者の内訳を見ると「正規の職員・従業者数」は男性の割合が多いのに対し、「パート・アルバイト」では女性の割合が多く、正規・非正規によって男女の割合が逆転します。これは全国的にも同様の傾向が見られ、このことは、男女の賃金格差や労働時間の差につながる要因の一つと考えられます。

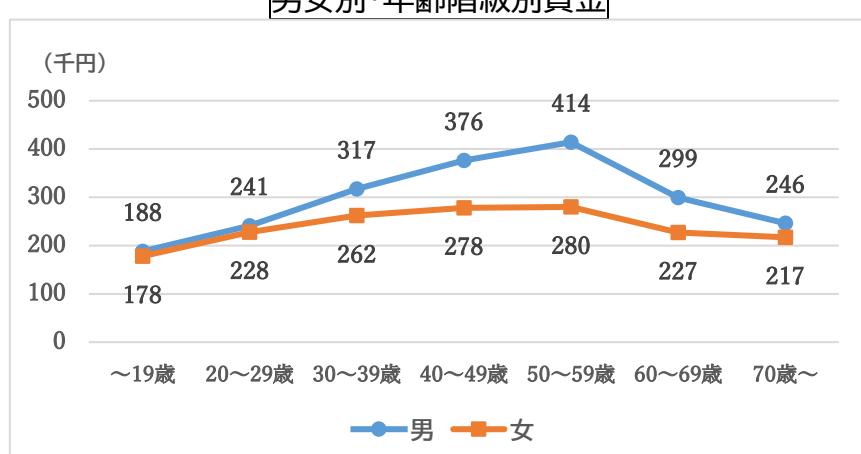
郡上市の正規の職員・従業員の男女別割合

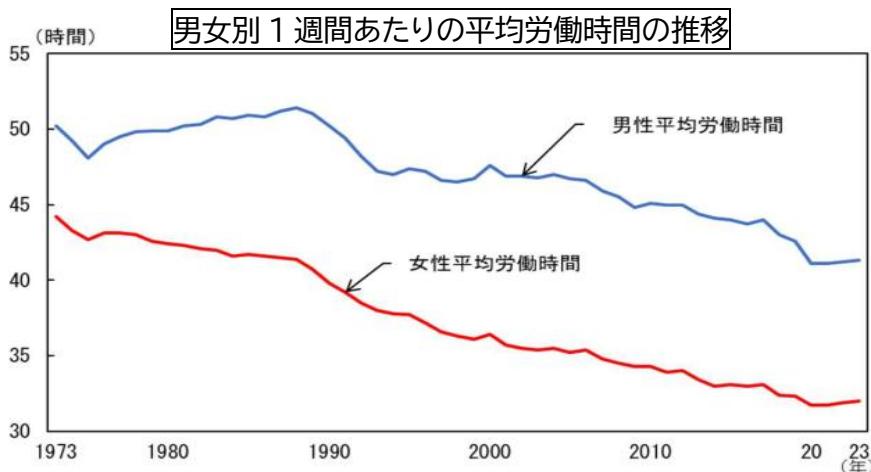


郡上市のパート・アルバイトの男女別割合



男女別・年齢階級別賃金

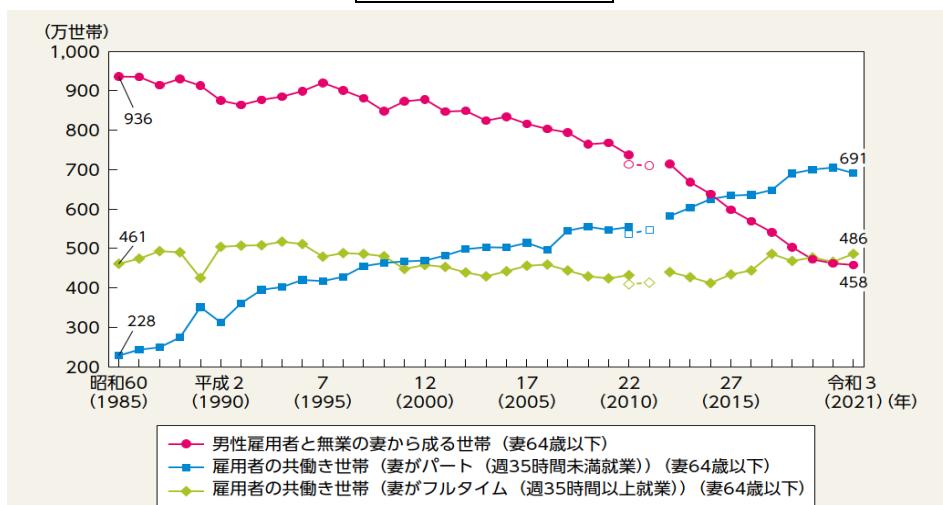




出典:2024年「厚生労働省政策統括官付政策統括室 労働経済分析レポート4」

男性雇用者と無業の妻からなる世帯は年々減少し、代わりに共働き世帯が増加していますが、共働き世帯の内訳は、夫とパートの妻からなる世帯は増加しているものの、夫とフルタイムの妻からなる世帯は横ばいとなっています。

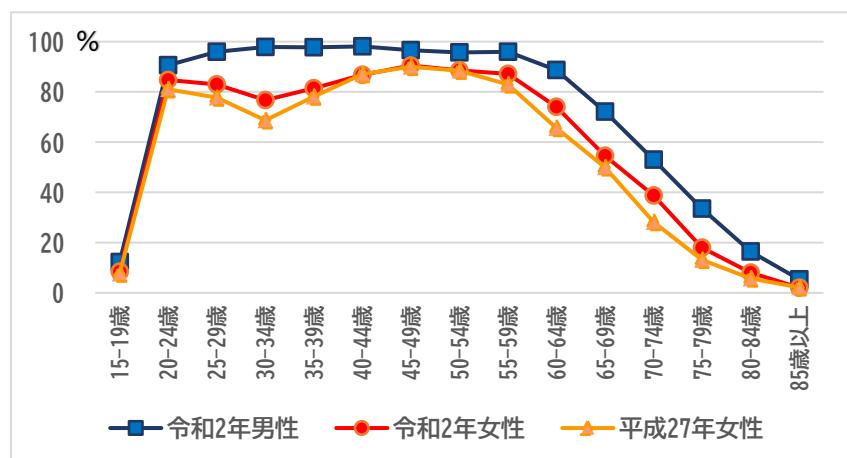
共働き世帯の推移



出典:内閣府「男女共同参画白書令和4年度版」

性別・年齢別労働率

本市の性別・年齢別労働率表によると、男性は20歳から60歳までほぼ一定の割合を保っているのに対し、女性は20歳から30歳代で一旦落ち込むM字カーブを描いており、結婚や出産・育児のために職を離れている現状が伺えます。平成27年度と比較すると解消に向かっています。

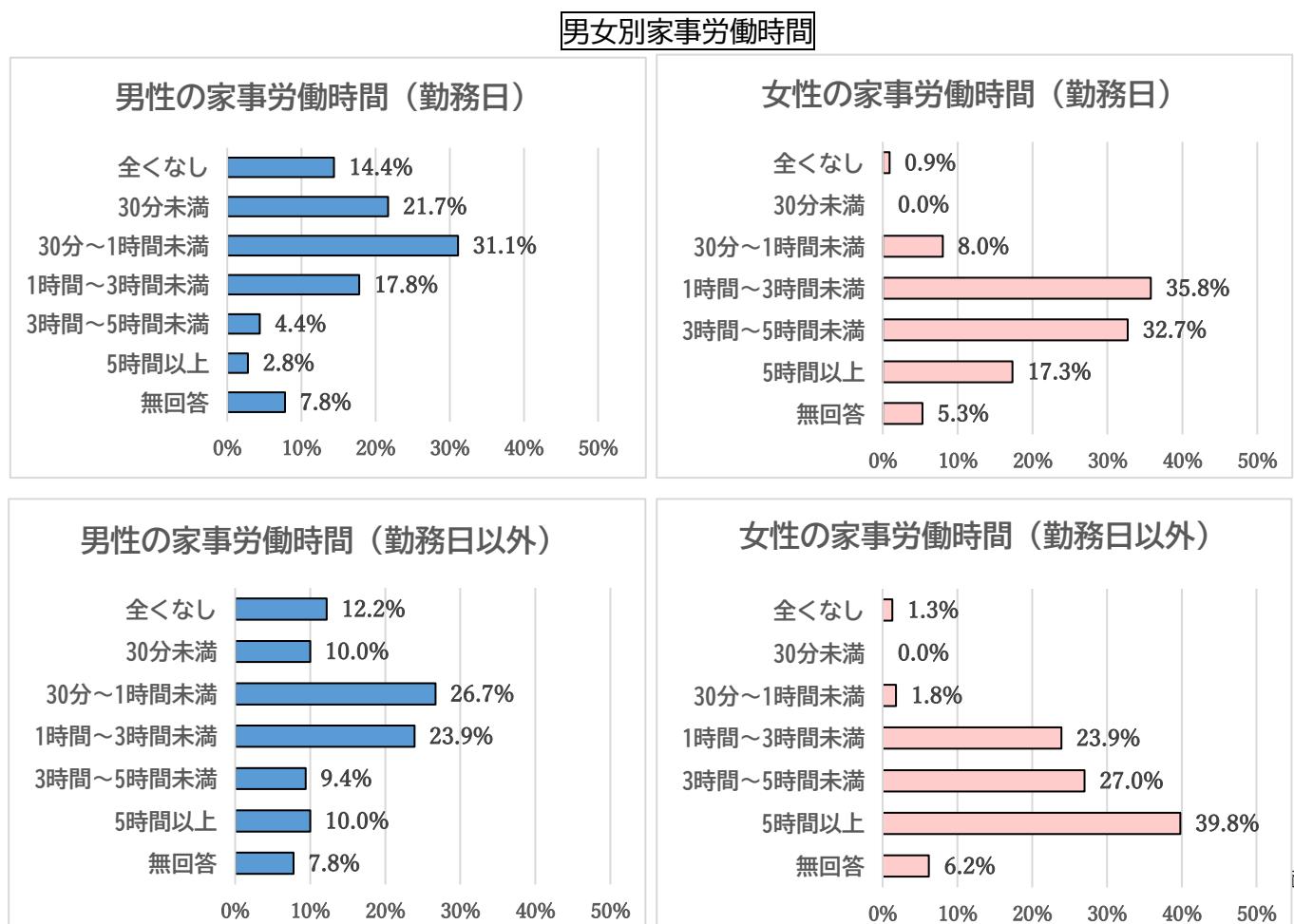


出典:令和2年国勢調査

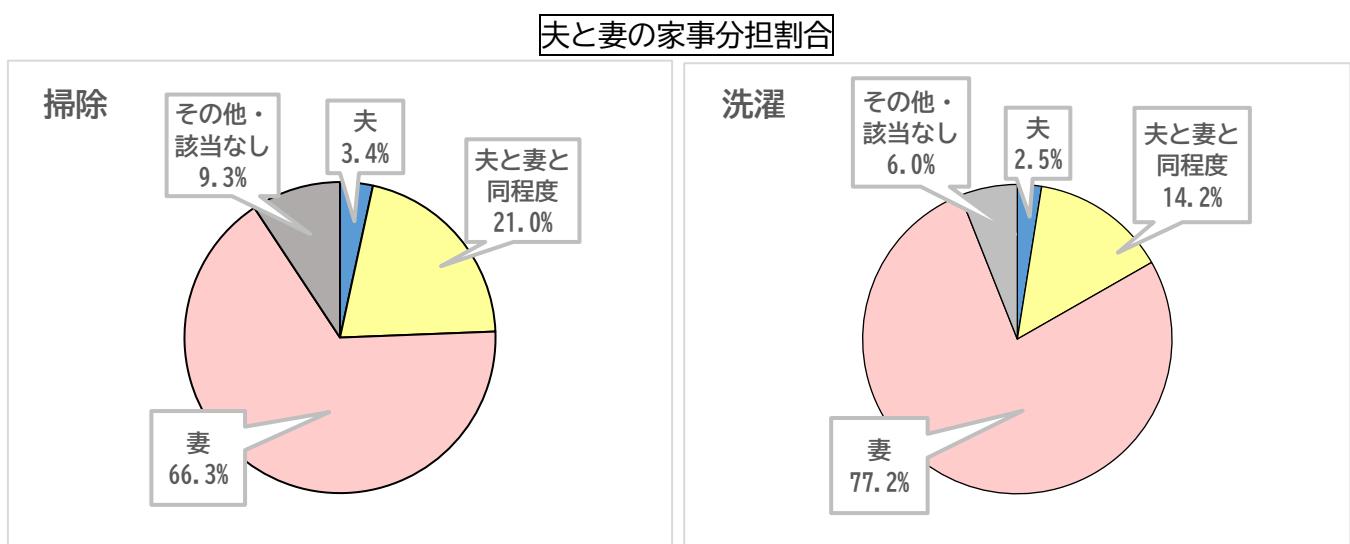
○ワーク・ライフ・バランスの状況

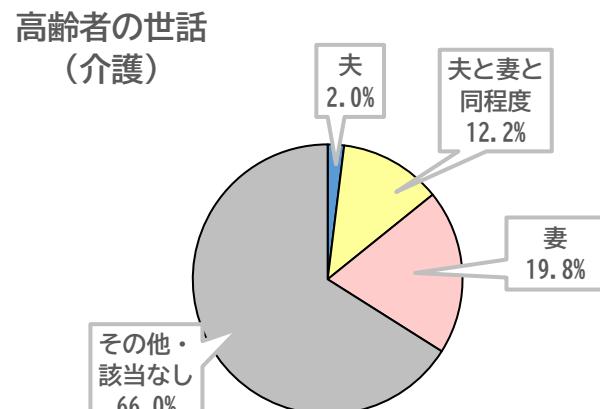
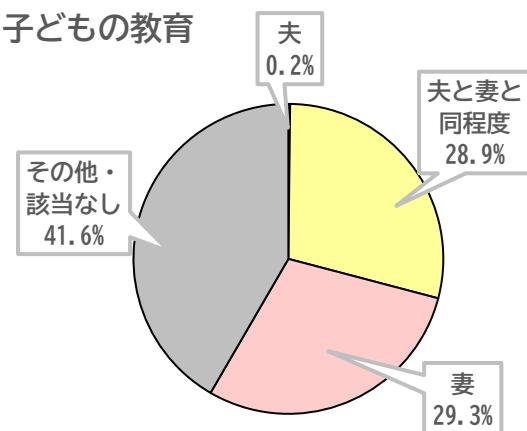
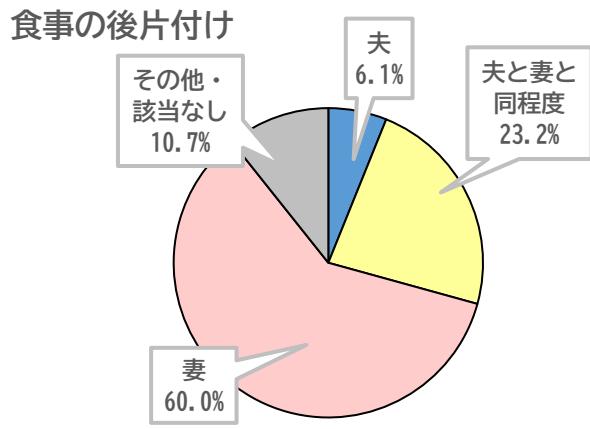
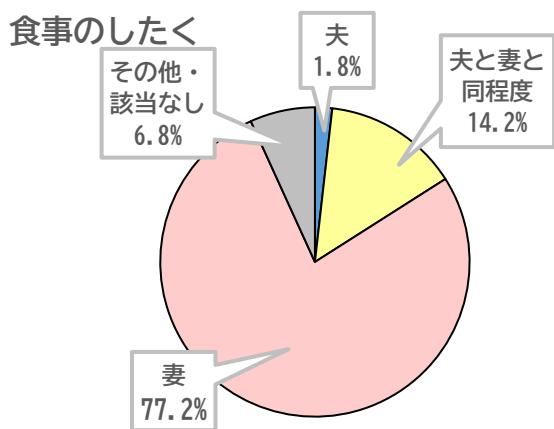
「男女別家事労働時間」は、勤務日・勤務日以外ともに妻の方が長い傾向にあり、「夫と妻の家事分担割合」でも双方に大きな開きがあります。

また、男女がともに家事・育児・介護を担っていくために必要なこととして、「家事・育児・介護がしやすい労働状況を企業が整備する」と回答した割合が男女ともに最も多くなっています。



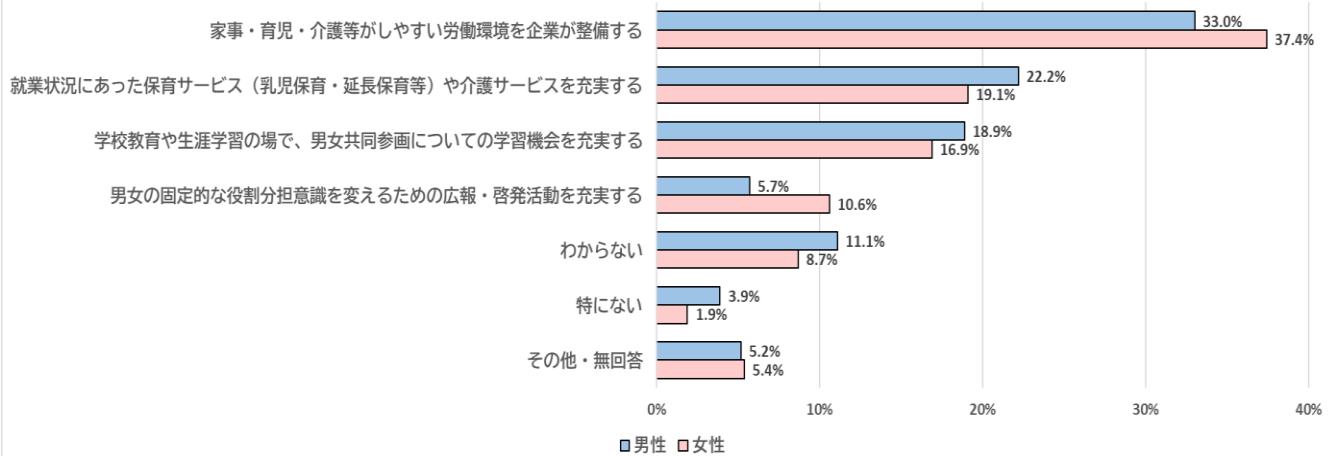
参考:令和6年度「郡上市男女共同参画に関する市民意識調査」





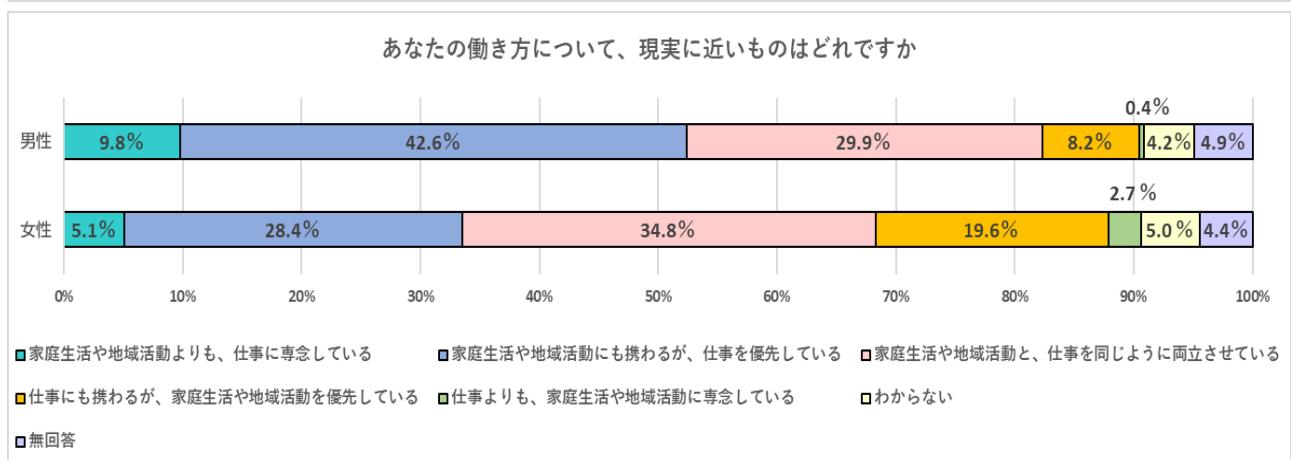
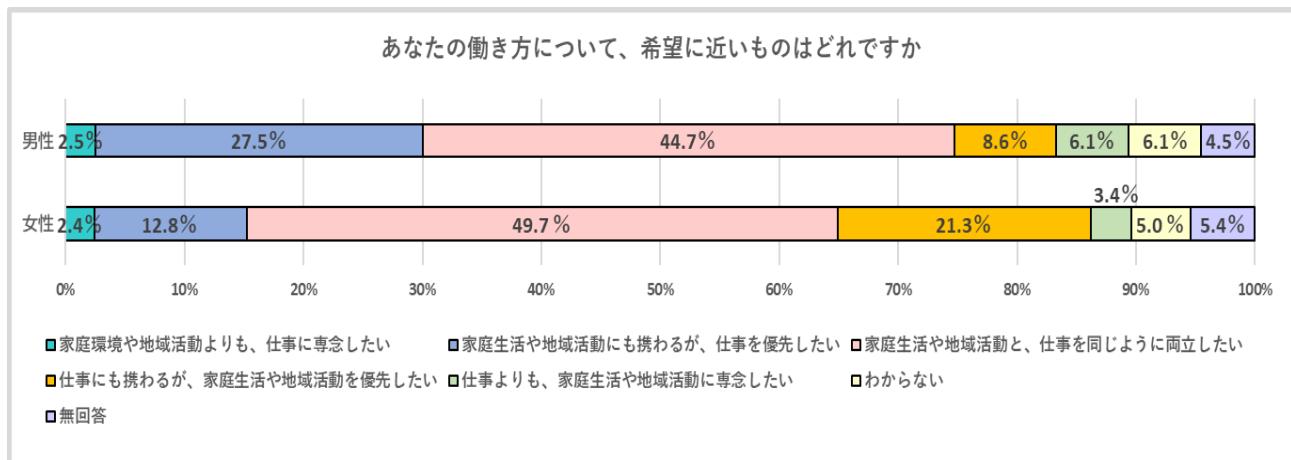
参照:令和6年度「郡上市男女共同参画に関する市民意識調査」

あなたは男性と女性がともに家事・育児・介護等を担っていくためには、どのようなことが必要だと思いますか。

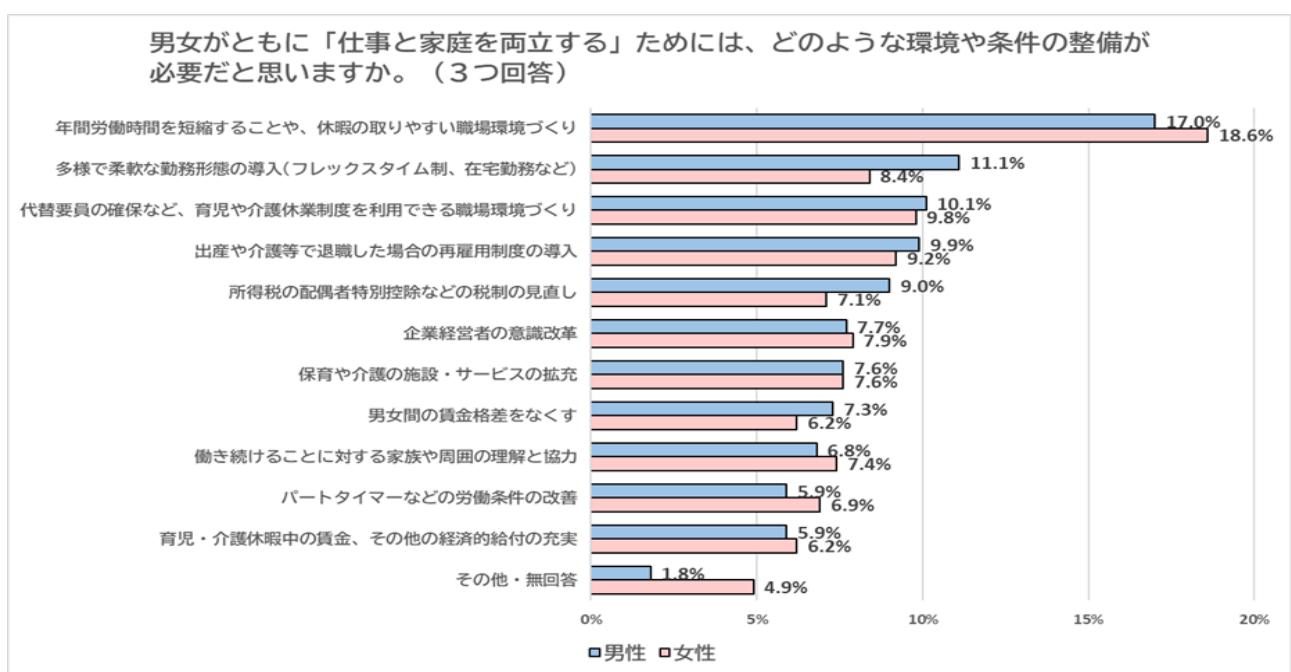


参照:令和6年度「郡上市男女共同参画に関する市民意識調査」

希望する働き方への問い合わせでは、「仕事と家庭・地域活動を両立させたい」と回答した割合が男女ともに最多となっています。しかし実際は、男女とも仕事を優先させている割合が多く、家庭生活との両立のため働き方改革が求められます。



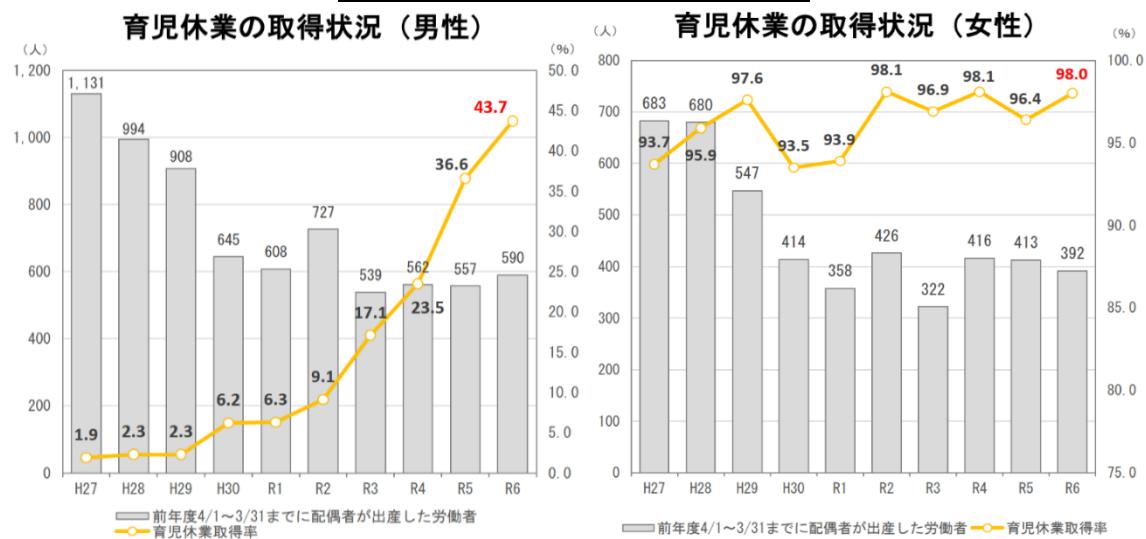
参照:令和6年度「郡上市男女共同参画に関する市民意識調査」



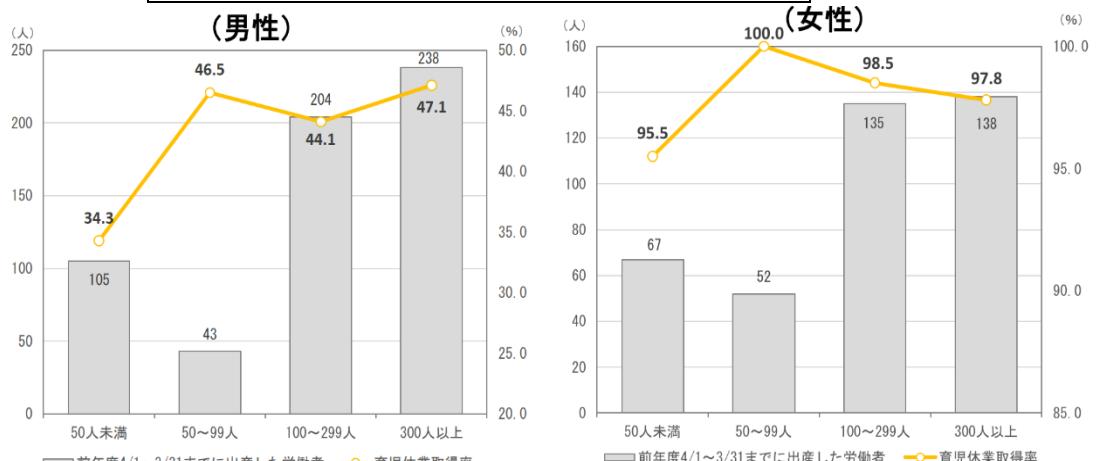
参照:令和6年度「郡上市男女共同参画に関する市民意識調査」

○育児休業の取得状況

岐阜県の男女別育児休業の取得状況



岐阜県の男女別・事業所規模別育児休業の取得状況



参照：「令和6年度岐阜県育児休業等実態調査」岐阜県子ども・女性局男女共同参画・女性の活躍推進課

○男女間の暴力やハラスメントの相談件数状況

岐阜県のハラスメントに関する相談件数の推移

郡上市のDV相談件数



相談件数（電話・来所）

区分	実件数	延件数	内訳		
			電話	来所	その他
令和6年度	6	46	27	9	10
令和5年度	8	96	49	33	11
令和4年度	9	54	32	21	1

健康福祉部児童家庭課調べ ※令和6年度はR7.1月現在

※パワーハラスマント防止措置（労働施策総合推進法）の施行により、平成31年度まで、「いじめ・嫌がらせ」に分類されていたものが、令和2年度以降、「パワハラ」に分類され、相談件数が大幅に増加しています。

参考:厚生労働省 岐阜労働局 令和5年度「職場における相談状況」
※令和6年度は9月まで

男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号)

(最終改正:平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が

均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第 7 条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深

めるよう適切な措置を講じなければならぬ。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

3 前 2 号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

4 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第 2 号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。

3 第 1 項第 2 号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第 1 項第 2 号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第 26 条 前条第 1 項第 2 号の議員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第 1 項第 2 号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第 27 条 会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日号外法律第64号)

(一部改正:令和元年6月5日法律第24号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に發揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要なことに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に發揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
 - (2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
 - (3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。
- (都道府県推進計画等)
- 第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計

画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - (1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - (3) その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画 (一般事業主行動計画の策定等)

- 第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
 - 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進する

ために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることとの他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用

に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和22年法律第141号）第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

- 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
(一般事業主に対する国の援助)

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

- 第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。
- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- (1) 計画期間
 - (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - (3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを

職員に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表 (一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第16条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。
- 2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。
(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

- 第17条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (職業指導等の措置等)

- 第18条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助

言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。
- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
(財政上の措置等)

第19条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第20条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第21条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第22条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第23条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第18条第1項の規定により国が講ずる措置及び同条第2項の規定により地方

公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第18条第3項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
 - (2) 学識経験者
 - (3) その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
(秘密保持義務)

第24条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第25条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雜則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第26条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第27条 第8条から第12条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第28条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第29条 第12条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第18条第4項の規定に違反した者
- (2) 第24条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第10条第2項の規定に違反した者
- (2) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

- (3) 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者
- (4) 第12条第5項において準用する職業安定法第51条第1項の規定に違反して秘密を漏らした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰

するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

郡上市男女共同参画推進条例

(平成30年4月1日施行)

豊かな自然があふれ、歴史と文化が息づく郡上市。この地で、人と人とのつながりを大切にしながら生きていくことが私たちの願いです。

そのためには、市民一人ひとりが命を尊び、お互いを認め合い、ともに意見を出し合って、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、個性と能力を十分に發揮し、多様な生き方を選択できる男女共同参画社会を築くことが、今を生きる私たち、そしてこれから未来を担っていく子どもたちにとって必要なことであると考えます。

ここに私たちは、男女共同参画によるまちづくりを積極的に推進していくことを決意し、女(ひと)と男(ひと)がともにいきいきと暮らせる社会の実現を目指して、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者及び教育等関係者の責任及び役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進することにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が互いに尊重され、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受けることができ、かつ、ともに責任を担うことをいう。

- (2) 市民 市内に居住、通勤又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において、営利、非営利を問わず、事業を行う個人、法人及び団体をいう。
- (4) 教育等関係者 市内において、学校教育、社会教育その他のあらゆる教育及び保育に携わる者をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方に不快感を与え、又は相手方の生活環境を害し、若しくは性的な言動に対する相手方の対応によって当該相手方に不利益を与えることをいう。
- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、恋人その他親密な関係にある者（過去において親密な関係にあった者を含む。）への身体的、経済的、精神的又は性的な苦痛を与える暴力的行為をいう。
- (7) 積極的改善措置 男女共同参画の機会に係る男女間の格差を是正するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の基本理念に基づいて推進されなければならない。

- (1) 男女が、性別による差別的な取扱いを受けることなく、個性と能力を発揮する機会が確保され、個人の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別で役割を分けるような社会制度や慣習によって社会活動を制限されことなく、自己の意思と責任において多様な生き方を選択することができるよう配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者若しくはその他団体における方針の立案及び決定の過程において、共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭生活における子の養育、家族の介護等、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、学校、地域等家庭以外の分野における活動を両立して行うことができるようすること。
- (5) 国際社会及び国内における男女共同参画に関する取組を積極的に理解し、連携すること。

(市の責任と役割)

- 第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。
- 2 市は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たり、市民、事業者及び教育等関係者（以下「市民等」という。）並びに国、県及び他の地方公共団体と連携し、かつ、協力して取り組まなければならない。
- 3 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責任と役割)

- 第5条 市民は、男女共同参画に関する理解を深めるとともに、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。
- 2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責任と役割)

- 第6条 事業者は、性別にとらわれることなく、個人の能力を適正かつ公平に評価し、男女共同参画の推進に努めるものとする。
- 2 事業者は、その事業に従事する男女が就業と家庭生活を両立させることができるように職場環境の整備に努めるものとする。
- 3 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(教育等関係者の責任と役割)

- 第7条 教育等関係者は、教育及び保育の場において、男女共同参画のための教育及び保育の重要性を認識し、男女共同参画の推進に配慮した教育及び保育に努めるものとする。

(性別による人権侵害行為の禁止)

- 第8条 全ての人は、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる場において、次に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 性別を理由とした差別的な扱い
- (2) セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の人権を侵害する行為

(公衆に表示する情報に関する配慮)

- 第9条 全ての人は、公衆に表示する情報において、性別による権利の侵害を是認し、若しくは助長する表現又は過度に性的な表現を行わないよう努めなければならない。

(男女共同参画に係る基本計画等)

- 第10条 市は、基本理念に基づき、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画の推進に係る基本的な計画（以下「男女共同参画プラン」という。）を策定しなければならない。
- 2 市は、男女共同参画プランを策定し、又は変更しようとするときは、市民等の意見を反映させるための措置を講ずるとともに、第16条に規定する郡上市男女共同参画推進審議会に諮問しなければならない。
- 3 市は、男女共同参画プランを策定し、又は変更したときは、速やかに公表しなければならない。
- 4 市は、毎年、男女共同参画プランの実施状況について、報告書を作成し、公表しなければならない。

(積極的改善措置)

- 第11条 市は、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に関し、性別等による格差が生じていると認められる場合は、必要な範囲において、積極的改善措置を講ずるよう努めなければならない。

(学習の支援、情報提供及び啓発活動)

- 第12条 市は、男女共同参画について、市民等の理解を深めるため、学習の支援、情報の提供及び啓発活動に努めなければならない。
- (災害等への対応における配慮)

- 第13条 市は、災害時等の対応（災害等の発生に備える対策を含む。）においては、男女共同参画の視点に十分配慮するよう努めなければならない。

(推進体制)

- 第14条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、必要な体制の整備を図らなければならない。
- (意見及び相談への対応)

- 第15条 市は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての意見及び相談（次項において「意見等」という。）を受け付けたときは、関係機関と連携し、適切に対応しなければならない。
- 2 市は、前項の規定による意見等に対応するために必要があると認めるときは、次条に規定する郡上市男女共同参画推進審議会の意見を聞くことができる。

(郡上市男女共同参画推進審議会)

- 第 16 条 男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するため、郡上市男女共同参画推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議し、市長に対して答申する。
- (1) 男女共同参画プランの策定、変更に関すること。
 - (2) 男女共同参画の推進に関する施策の重要事項に関すること。
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。
- 3 審議会は、前項に掲げる事項のほか、男女共同参画の推進に関して必要と認められる事項について調査審議し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員 15 人以内で組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員数は、委員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。
- 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
- (1) 学識経験者
 - (2) 公募による市民
 - (3) 事業者の代表
 - (4) 教育等関係者の代表
 - (5) その他市長が必要と認める者
 - (6) 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- （委任）
- 第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

（平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号）

一部改正：（令和 5 年 5 月 19 日法律第 30 号）

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず

ず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次

条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要な事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要な事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力

の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(女性相談支援員による相談等)

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

(女性自立支援施設における保護)

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

(協議会)

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

(秘密保持義務)

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議

会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く

方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。) 又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対する暴力等を含む)に危害を加える旨を告知して脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、

当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令(以下「接近禁止命令」という。)を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

- 一 面会を要求すること。
- 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報(電気通信

(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。)の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。)をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をすること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をすること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。)に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその

知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その他通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあっては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その他通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるもの用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった

者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。)から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間(被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物(不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。)の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間)、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(管轄裁判所)

第十一條 接近禁止命令及び前条の規定による命令(以下「退去等命令」という。)の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができます。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地
- 3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができます。
 - 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
(接近禁止命令等の申立て等)

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況(当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身

に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令(以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において

「三項命令」という。)の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況(当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。)

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

二 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しほは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しほしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による

不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しほを受けた旨を記載した書面を出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第

一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に對しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該發せられた退去等命令の申立ての理由となった身體に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事實を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに歸することのできない事由により当該發せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号別記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中

「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定

（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第

二項、第九十四条、第百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第百十一条、第一編第七章、第百三十三条の二第五項及び第六項、第百三十三条の三第二項、第百五十一条第三項、第百六十条第二項、第百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づく都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づく都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適當と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づく市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第5章の2 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際

（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、読み替えるものとする。

第6章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替え

て準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の懲役又は二百万元以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万元以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項

（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

男女共同参画推進審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

氏 名	所 属	備 考
和佐田 裕昭	岐阜大学地域科学部 教授	R 6. 8. 7~
谷口 天馬	公募委員	R 6. 8. 7~
宮崎 優明	公募委員	R 6. 8. 7~
直井 将人	郡上市商工会	R 6. 8. 7~
小林 久仁	郡上青年会議所	R 6. 8. 7~
林 美 恵	郡上市 PTA 連合会	R 6. 8. 7~
田中 伸次	郡上市小中学校長会	R 6. 8. 7~
加藤 環枝	郡上市民生委員児童委員協議会	R 6. 8. 7~
河合 丙仁	郡上市社会福祉協議会	R 6. 8. 7~
山下 優子	八幡連合女性の会	R 6. 8. 7~
臼田 啓子	郡上人権擁護委員協議会	R 6. 8. 7~
常平 育	郡上市自治会連合会	R 6. 8. 7~R 7. 3. 31
尾藤 望	尾藤法律事務所 弁護士	R 6. 8. 7~
石井 敦子	子育てサークル運営	R 6. 8. 7~
山田 佳代子	理学療法士	R 6. 8. 7~

事務局

氏 名	備 考
河合 保隆	市長公室長
鷺見 一久	市長公室企画課長
北田 愛美	市長公室企画課企画調整係長
片桐 麻結	市長公室企画課主事

男女共同参画推進研究会委員名簿

氏 名	所 屬	備 考
和田 美江子	市長公室人事課	R 4年度～
太田 光祐	総務部総務課	R 5年度～
嶋野 庄吾	総務部市民課	R 6年度～
池村 拓馬	健康福祉部児童家庭課	R 6年度～
安田 幸二	健康福祉部高齢福祉課	R 6年度～
早川 由美子	健康福祉部健康課	R 6年度～
酒井 義文	商工観光部商工課	R 6年度～
中澤 栄作	教育委員会学校教育課	R 6年度～
奥田 杏奈	教育委員会社会教育課	R 6年度～
旗 映 美	大和振興事務所振興課	R 2年度～
井之口 明美	白鳥振興事務所振興課	R 4年度～
長谷川 優美	高鷲振興事務所振興課	R 5年度～
古田 千賀	美並振興事務所振興課	R 5年度～
林 樹 里	明宝振興事務所振興課	R 6年度～
渡邊 圭子	和良振興事務所振興課	R 6年度～